

5. 避難勧告等による避難の実態

避難勧告等の発令状況やその理由、避難勧告等発令時の災害との関係や実際の避難状況、避難率に影響を与える土砂災害警戒区域等の指定や避難勧告の発令対象世帯数等との関係、および地域防災計画における避難基準への土砂災害警戒情報の活用を分析した。

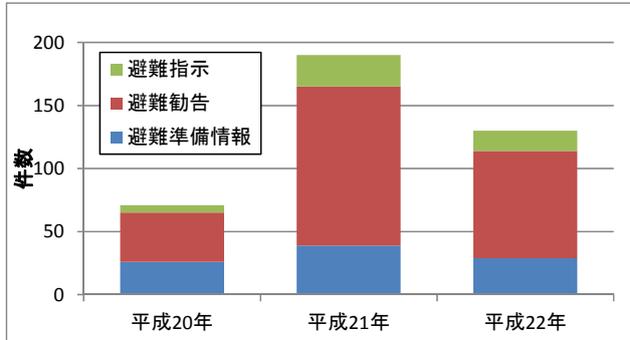


図5-1 避難勧告等の件数 (H20-22)

表5-1 避難勧告等の件数 (H20-22)

	避難準備情報	避難勧告	避難指示
平成20年	26	39	6
平成21年	39	126	25
平成22年	29	85	16

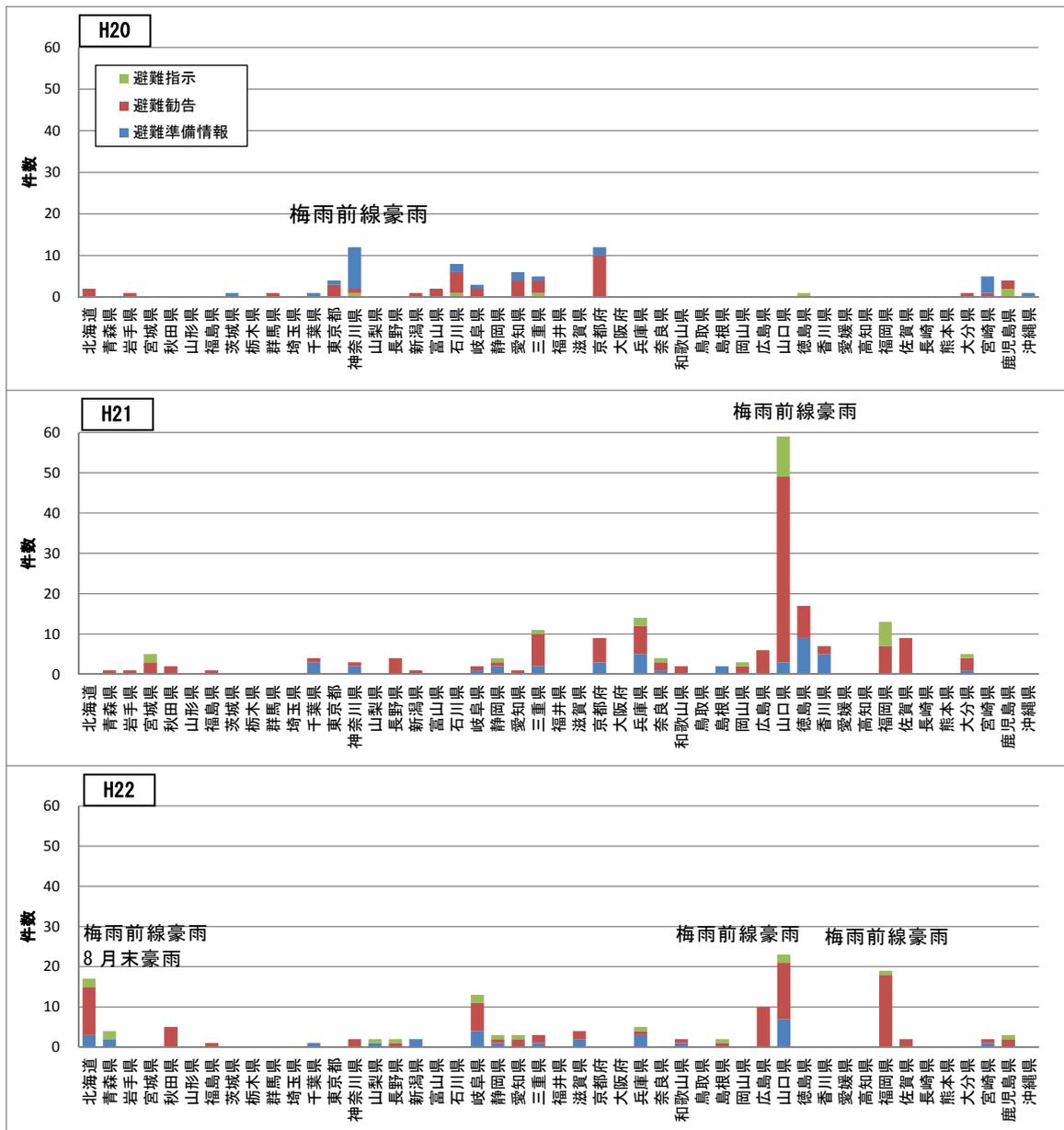


図 5-2 避難勧告等や自主避難の県別件数 (H20-22)

* データは前述の表 3-4～3-6 参照

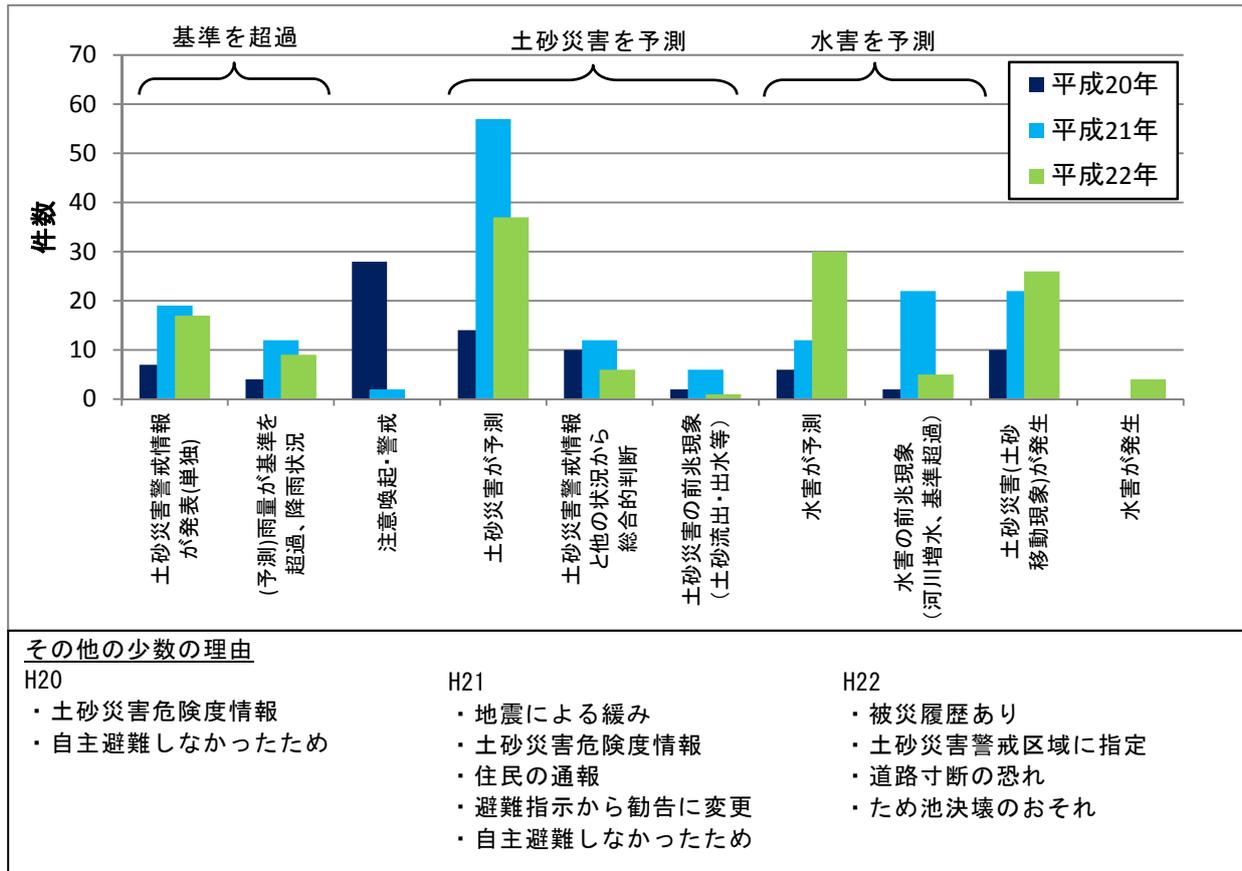


図 5-3 避難勧告等の発令理由 (H20-22)

* 自由記入形式のデータを 10 項目に区分

表 5-2 避難勧告等の発令理由 (H20-22)

年次	種別	土砂災害警戒情報 が発表(単 独)	(予測)雨量 が基準を 超過、降雨 状況	注意喚 起・警戒	土砂災害 が予測	土砂災害警戒情報と他 の状況から 総合的判断	土砂災害の 前兆現象 (土砂流出・ 出水等)	水害が予 測	水害の前兆 現象 (河川増 水、基準超 過)	土砂災害 (土砂 移動現象) が発生
平成20年	避難準備情報	5	1	11	4	1	0	2	1	1
	避難勧告	2	3	16	7	9	2	4	1	7
	避難指示	0	0	1	3	0	0	0	0	2
平成21年	避難準備情報	11	6	2	5	3	0	3	5	0
	避難勧告	8	6	0	49	9	6	9	14	13
	避難指示	0	0	0	3	0	0	0	3	9
平成22年	避難準備情報	11	2	0	5	1	0	2	2	1
	避難勧告	6	6	0	30	5	1	25	2	19
	避難指示	0	1	0	2	0	0	3	1	6
計	平成20年	7	4	28	14	10	2	6	2	10
	平成21年	19	12	2	57	12	6	12	22	22
	平成22年	17	9	0	37	6	1	30	5	26

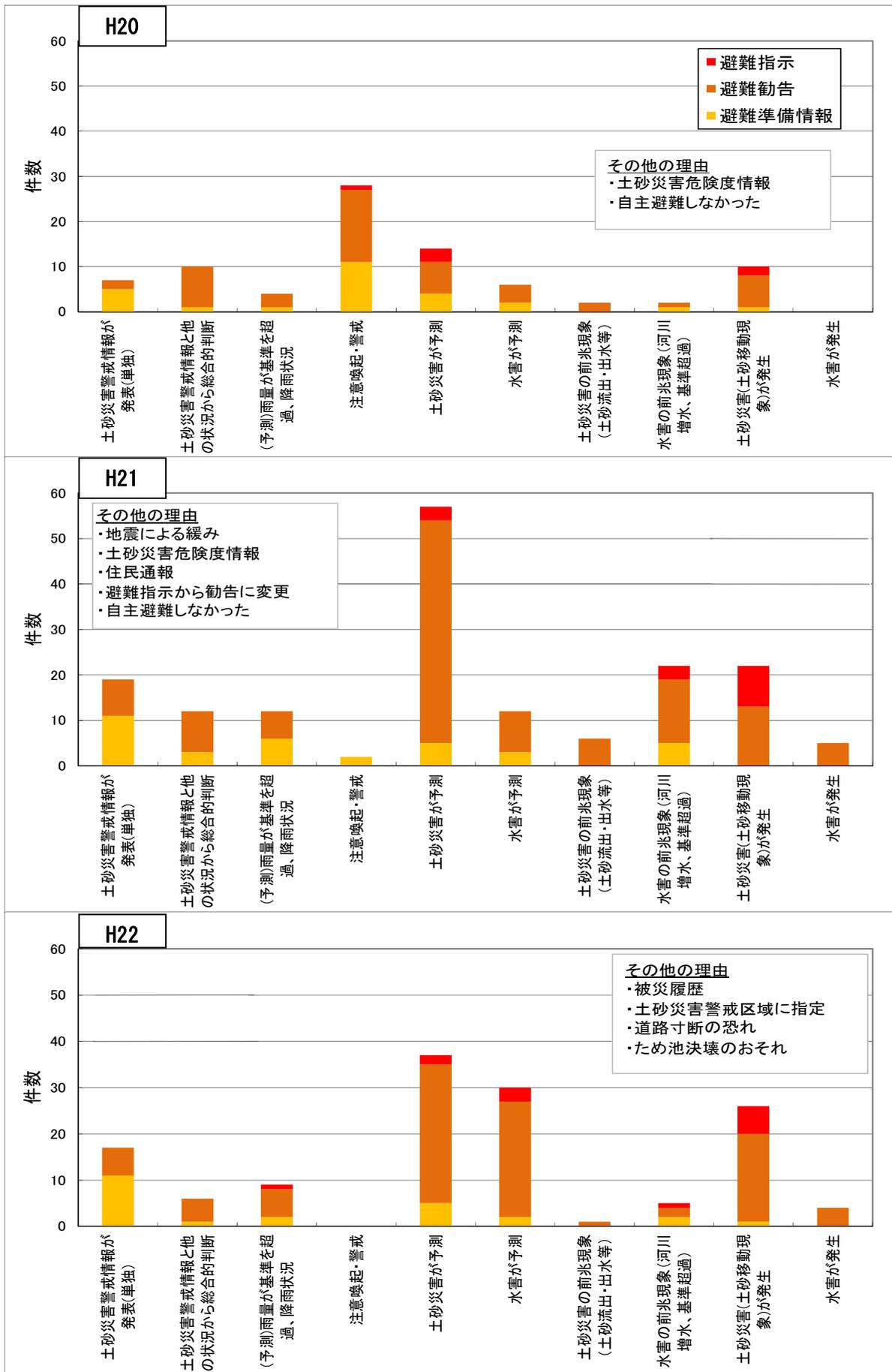


図 5-4 避難準備命令・勧告・指示の発令理由 (H20-22)

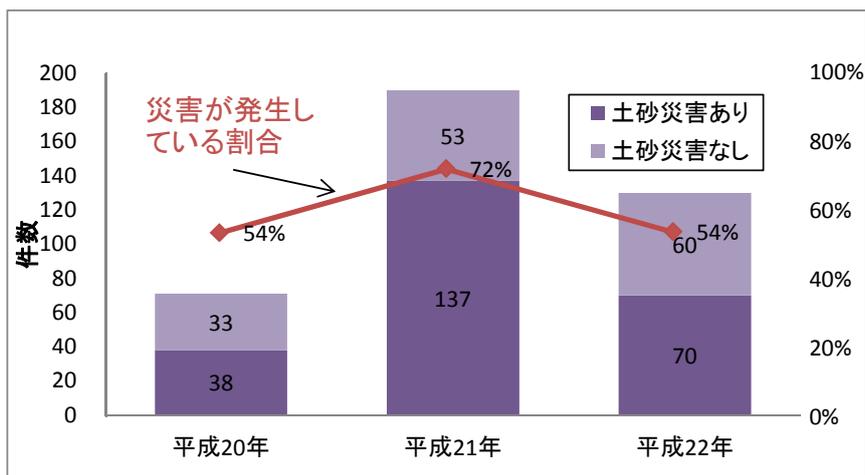


図5-5 避難勧告等発令時の土砂災害発生の数と割合 (H20-22)

表5-3 避難勧告等発令時の土砂災害発生の数と割合 (H20-22)

	土砂災害あり	土砂災害なし	全件数	ありの割合
平成20年	38	33	71	54%
平成21年	137	53	190	72%
平成22年	70	60	130	54%

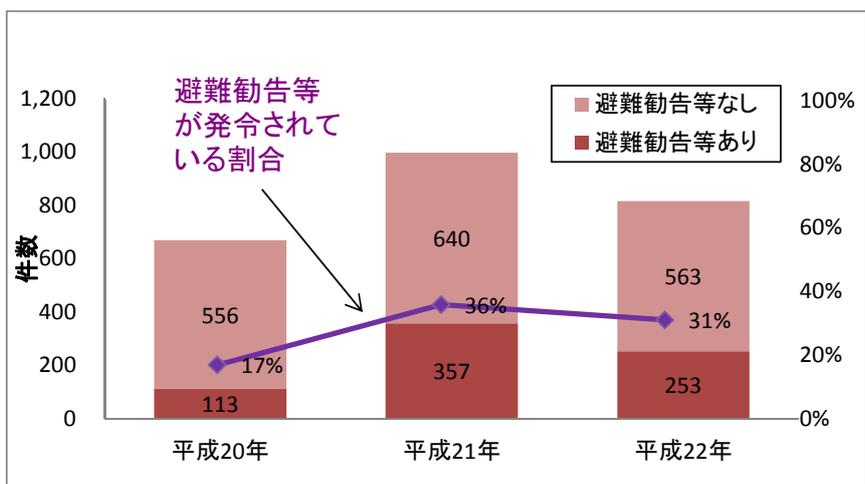


図5-6 土砂災害発生時の避難勧告等の発令の数と割合 (H20-22)

表5-4 土砂災害発生時の避難勧告等の発令の数と割合 (H20-22)

	避難勧告等あり	避難勧告等なし	全件数	ありの割合
平成20年	113	556	669	17%
平成21年	357	640	997	36%
平成22年	253	563	816	31%

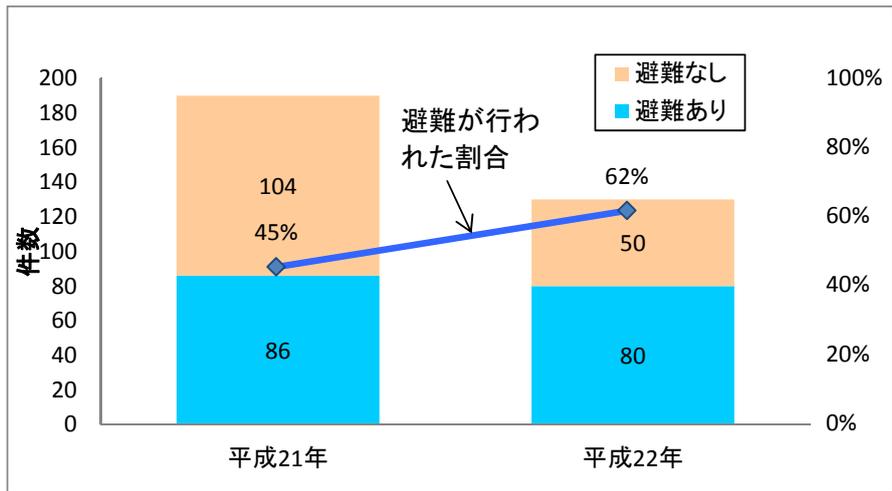


図 5-7 避難勧告等発令時の避難の件数と割合 (H21-22)

表5-5 避難勧告等発令時の避難の有無 (H21-22)

	全件数	避難なし	避難あり	ありの割合
平成21年	190	104	86	45%
平成22年	130	50	80	62%

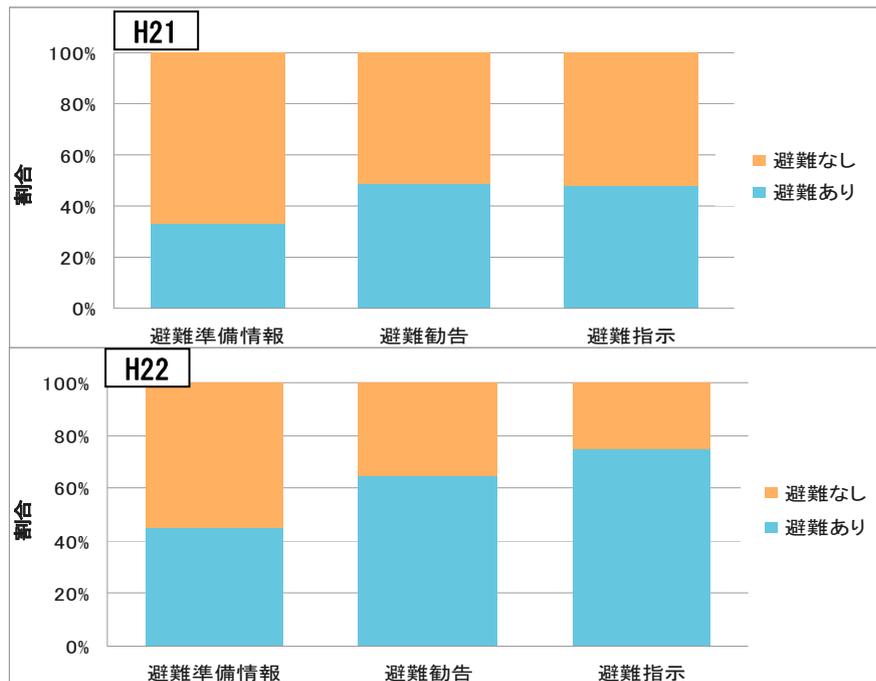


図 5-8 避難準備情報・勧告・指示発令時の避難の割合 (H21-22)

表5-6 避難勧告等発令時の避難の有無 (H21-22)

H21	全件数	避難なし	避難あり
避難準備情報	39	26	13
避難勧告	126	65	61
避難指示	25	13	12
準備+勧告+指示(重複あり)	190	104	86
H22	全件数	避難なし	避難あり
避難準備情報	29	16	13
避難勧告	85	30	55
避難指示	16	4	12
準備+勧告+指示(重複あり)	130	50	80

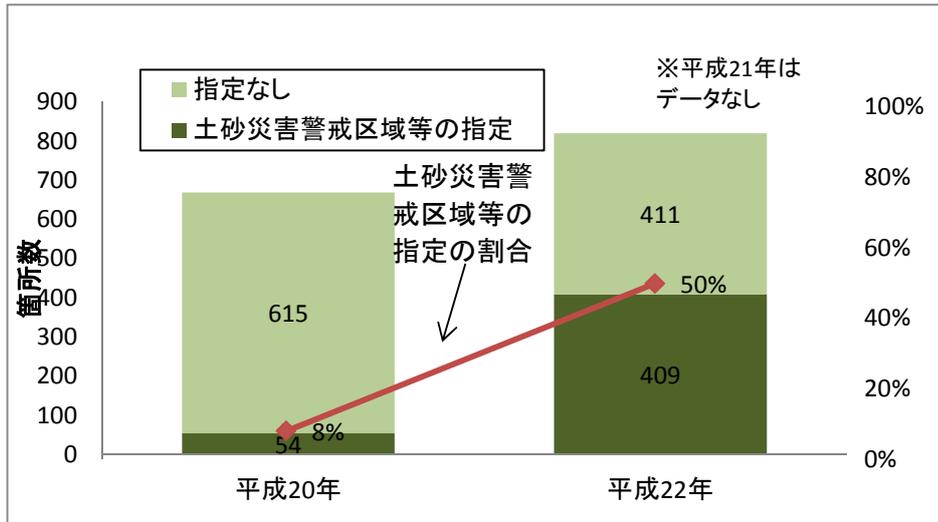


図 5-9 土砂災害発生箇所における土砂災害警戒区域等の指定の関係 (H20, H22)

表5-7 土砂災害発生箇所における土砂災害警戒区域の指定の有無 (H20, 22)

年	全災害(土石流+がけ崩れ)			区域指定の割合
	災害件数	土砂災害警戒区域等の指定	指定なし	
平成20年	669	54	615	8%
平成22年	820	409	411	50%

※平成21年はデータなし

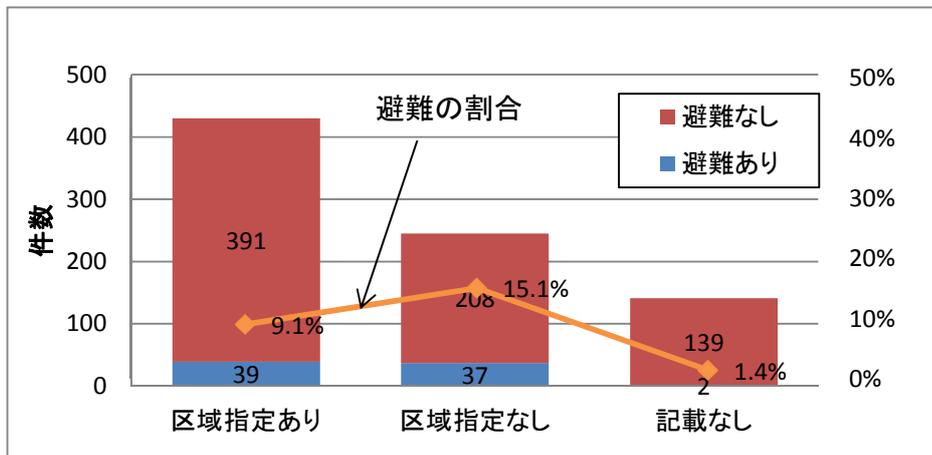


図 5-10 土砂災害警戒区域の指定の有無と避難の関係 (H22)

表5-8 土砂災害警戒区域の指定の有無と避難の有無 (H22)

土砂災害あり816件(がけ崩れ・土石流)		避難		計
		避難あり	避難なし	
区域指定	区域指定あり	39	391	430
	区域指定なし	37	208	245
	記載なし	2	139	141
	計	78	738	816

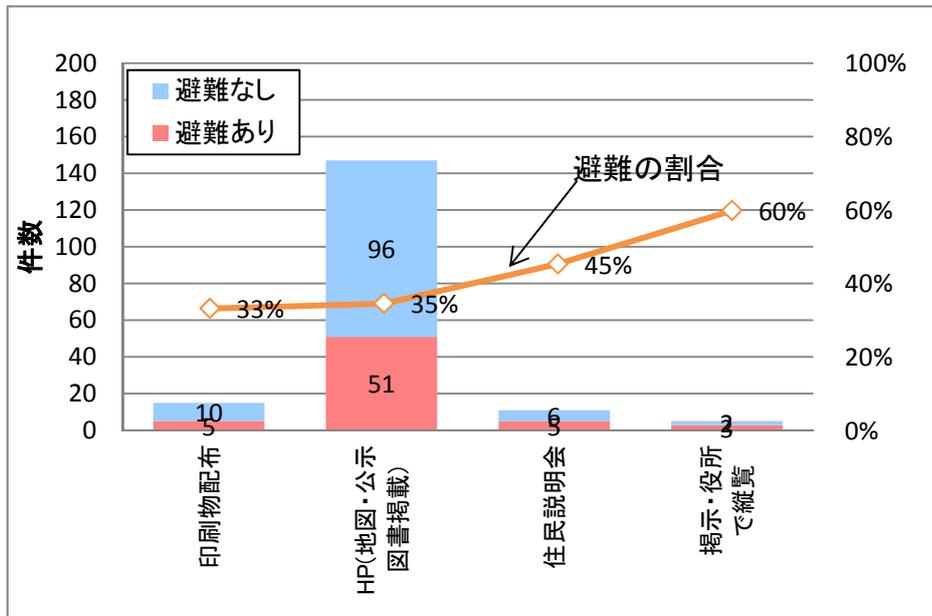


図 5-11 土砂災害警戒区域等指定後の広報手段と避難の関係 (H22)

表5-9 土砂災害警戒区域等指定後の広報手段と避難の有無 (H22)

指定あり852件	広報の方法(重複あり)			
	印刷物配布	HP(地図・公示 図書掲載)	住民説明会	掲示・役所 で縦覧
避難あり	5	51	5	3
避難なし	10	96	6	2
計	15	147	11	5

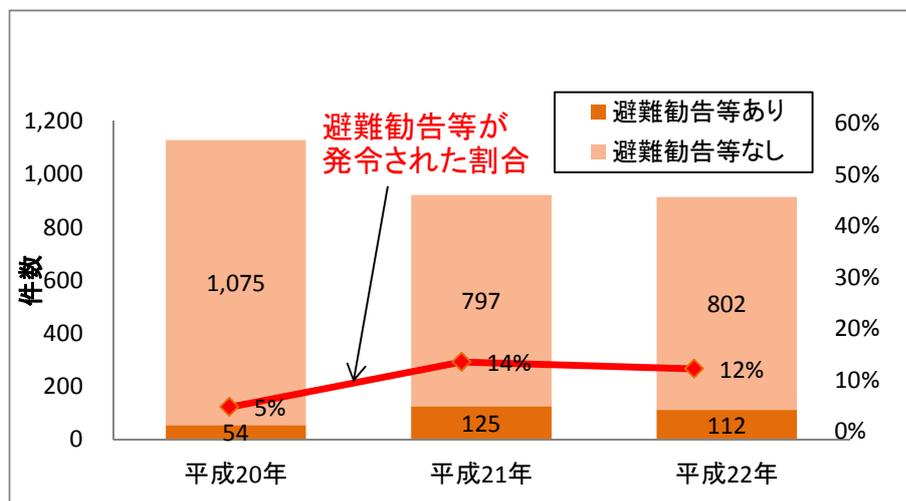


図5-12 土砂災害警戒情報の発表時に避難勧告等が発令された件数と割合 (H20-22)

表5-10 土砂災害警戒情報の発表時の避難勧告等の発令の有無 (H20-22)

	避難勧告等あり	避難勧告等なし	全件数	ありの割合
平成20年	54	1,075	1,129	5%
平成21年	125	797	922	14%
平成22年	112	802	914	12%

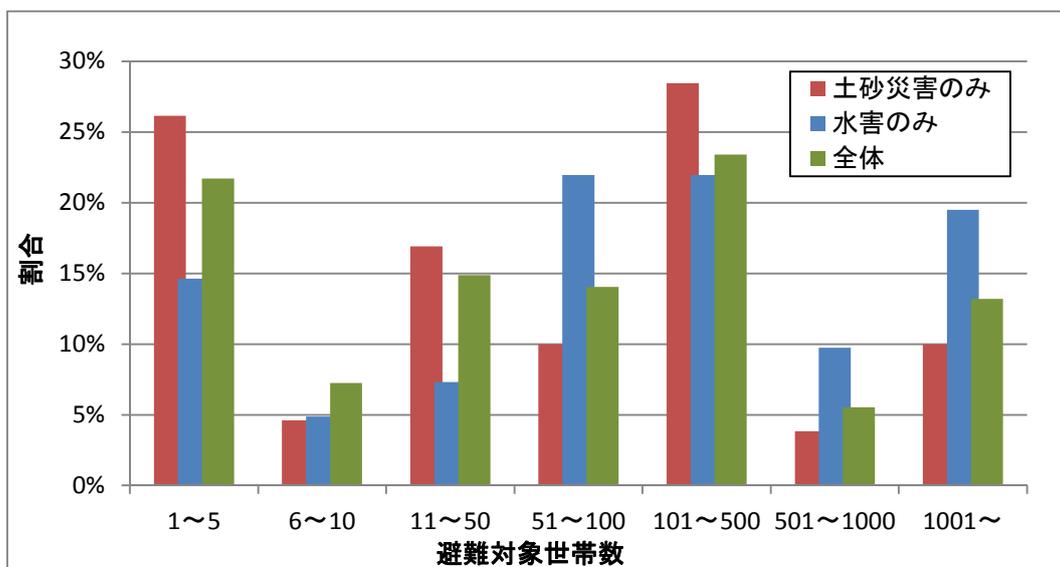


図 5-13 避難対象世帯数ごとの避難勧告等発令理由の割合 (H21-22)

表 5-11 避難勧告の対象世帯数の件数 (H21-22)

世帯数	避難勧告+避難指示				全体
	土砂災害のみ	水害のみ	土砂災害+水害	不明、その他	
1~5	34	6	1	10	51
6~10	6	2	1	8	17
11~50	22	3	2	8	35
51~100	13	9	0	11	33
101~500	37	9	4	5	55
501~1000	5	4	1	3	13
1001~	13	8	6	4	31
中央値(メジアン)	57	141	480	40	71
標本数	130	41	15	49	235

表 5-12 避難勧告の対象世帯数の件数の割合 (H21-22)

世帯数	避難勧告+避難指示				全体
	土砂災害のみ	水害のみ	土砂災害+水害	不明、その他	
1~5	26%	15%	7%	20%	22%
6~10	5%	5%	7%	16%	7%
11~50	17%	7%	13%	16%	15%
51~100	10%	22%	0%	22%	14%
101~500	28%	22%	27%	10%	23%
501~1000	4%	10%	7%	6%	6%
1001~	10%	20%	40%	8%	13%
50世帯以下	48%	27%	27%	53%	44%
51世帯以上	52%	73%	73%	47%	56%

* 図 5-13, 表 5-11, 12 は平成 21, 22 年に避難勧告・指示が行われ、避難対象世帯数が記載されている 235 データを対象に集計

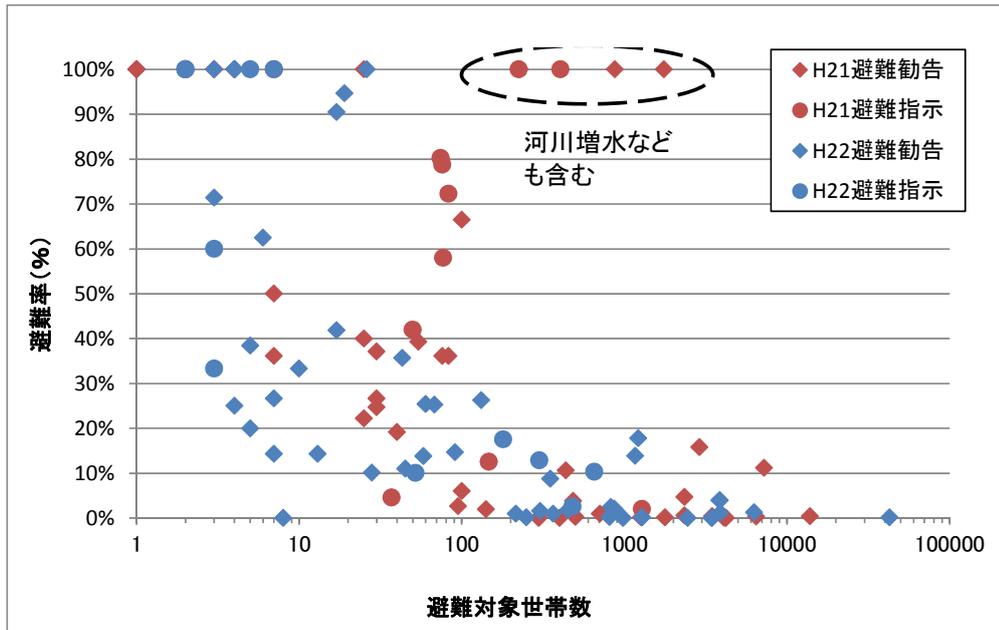


図 5-14 避難率と避難勧告等発令時の避難対象世帯数の関係 (H21-22)

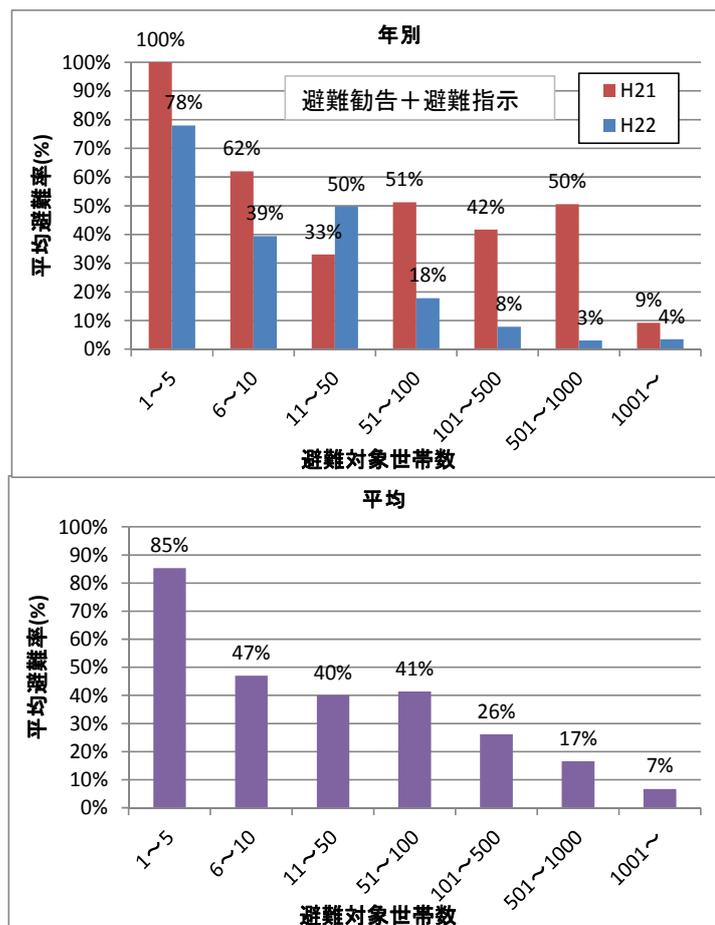


図 5-15 避難率と避難勧告等発令時の避難対象世帯数 (H21-22)

* 図 5-14,15 は平成 21,22 年に避難勧告・指示が行われ、避難対象世帯数と実際の避難世帯数が記載されている 127 データを対象に集計

表5-13 避難勧告等発令時の対象世帯数と避難率の全データ (H21-22)

H21有効データ抽出、ソート			H21有効データ抽出、ソート			H22有効データ抽出、ソート			H22有効データ抽出、ソート		
避難勧告			避難指示			避難勧告			避難指示		
避難対象世帯数	1世帯当たりの平均	避難率									
1	5	100%	2	2	100%	2	3	100%	2	8	100%
1	2	100%	7	3	100%	2	1	100%	2	3	100%
1	6	100%	37	2	5%	3	2	71%	3	2	60%
1	6	100%	50	3	42%	3	2	100%	3		33%
2	2	100%	74	3	80%	4	2	100%	5	3	100%
2	4	100%	76	3	79%	4	4	100%	7	3	100%
3	2	100%	77	4	58%	4	2	25%	52	2	10%
3	2	100%	83	3	72%	4	3	100%	180	2	18%
4		100%	147	3	13%	5	2	100%	300	5	13%
5	4	100%	224	2	100%	5	1	20%	480	2	3%
7	3	36%	404	3	100%	5	3	38%	654	3	10%
7	3	50%	1284	3	2%	6	3	63%			
25	3	22%				7	2	27%			
25	3	40%				7	1	14%			
25	2	100%				8	3	0%			
30	3	25%				10	3	33%			
30		27%				13	1	14%			
30	2	37%				17	3	42%			
37	2	5%				17	2	90%			
40	3	19%				19	3	95%			
50	3	42%				26	4	100%			
54	3	39%				28	2	10%			
74	3	80%				43	2	36%			
76	3	36%				45	2	11%			
77	4	58%				58	2	14%			
83	3	36%				60	2	25%			
95	3	3%				68	1	25%			
100		6%				91	2	15%			
100	2	67%				132	4	26%			
141	3	2%				215	2	1%			
147	3	13%				250	3	0%			
224	2	100%				300	5	13%			
228	3	100%				304	3	2%			
298		0%				351	3	9%			
400	4	0%				364	2	1%			
404	3	100%				453	2	2%			
437	3	11%				812	2	0%			
484	3	4%				828	2	2%			
500	3	0%				867	3	2%			
707	2	1%				980	3	0%			
874	3	100%				1166	2	14%			
1268	3	0%				1217	2	18%			
1284	3	2%				1284	2	0%			
1751	3	100%				1284	2	0%			
1780	3	0%				2445	3	0%			
2346	3	1%				3453	2	0%			
2346	3	5%				3453	2	0%			
2900	3	16%				3860	2	4%			
3470	2	0%				3860	2	4%			
4115	3	0%				3889	3	1%			
4115	3	0%				6280	3	1%			
4209	2	0%				42713	3	0%			
6457	2	0%									
7221	3	11%									
13867	3	0%									

表5-14 避難勧告等発令時の対象世帯数と避難率の集計 (H21-22)

世帯数	H21		H22		H21~22	
	件数	平均避難率	件数	平均避難率	件数	平均避難率
1~5	8	100%	16	78%	24	85%
6~10	3	62%	6	39%	9	47%
11~50	11	33%	8	50%	19	40%
51~100	12	51%	5	18%	17	41%
101~500	13	42%	11	8%	24	26%
501~1000	2	50%	5	3%	7	17%
1001~	15	9%	12	4%	27	7%

*表 5-13,14 は平成 21,22 年に避難勧告・指示が行われ、避難対象世帯数と実際の避難世帯数が記載されている 127 データを対象に集計

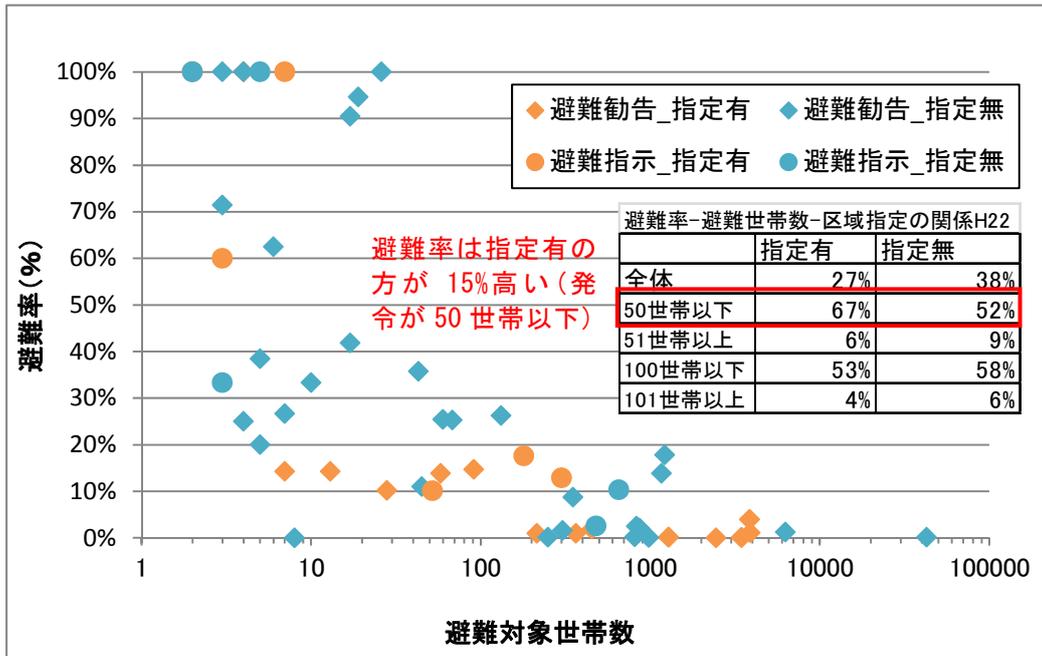


図 5-16 避難率，避難対象世帯数と土砂災害警戒区域の指定の関係 (H22)

表5-15 避難勧告等発令時の対象世帯数と避難率および土砂災害警戒区域の指定の有無 (H22)

有効データ抽出、指定の有無でソート 避難勧告				有効データ抽出、指定の有無でソート 避難勧告				有効データ抽出、指定の有無でソート 避難指示			
避難対象世帯数	1世帯当たりの平均人数	避難率	土砂災害警戒区域等の指定あり「1」	避難対象世帯数	1世帯当たりの平均人数	避難率	土砂災害警戒区域等の指定あり「1」	避難対象世帯数	1世帯当たりの平均人数	避難率	土砂災害警戒区域等の指定あり「1」
4	2	100%	1	2	3	100%		2	8	100%	1
4	4	100%	1	2	1	100%		3	2	60%	1
5	2	100%	1	3	2	71%		7	3	100%	1
7	1	14%	1	3	2	100%		52	2	10%	1
13	1	14%	1	4	2	25%		180	2	18%	1
28	2	10%	1	4	3	100%		300	5	13%	1
58	2	14%	1	5	1	20%		2	3	100%	
91	2	15%	1	5	3	38%		3		33%	
215	2	1%	1	6	3	63%		5	3	100%	
300	5	13%	1	7	2	27%		480	2	3%	
364	2	1%	1	8	3	0%		654	3	10%	
453	2	2%	1	10	3	33%					
1284	2	0%	1	17	3	42%					
1284	2	0%	1	17	2	90%					
2445	3	0%	1	19	3	95%					
3453	2	0%	1	26	4	100%					
3453	2	0%	1	43	2	36%					
3860	2	4%	1	45	2	11%					
3860	2	4%	1	60	2	25%					
3889	3	1%	1	68	1	25%					
				132	4	26%					
				250	3	0%					
				304	3	2%					
				351	3	9%					
				812	2	0%					
				828	2	2%					
				867	3	2%					
				980	3	0%					
				1166	2	14%					
				1217	2	18%					
				6280	3	1%					
				42713	3	0%					

* 図 5-16、表 5-15 は平成 22 年に避難勧告・指示が行われ、避難対象世帯数と実際の避難世帯数および土砂災害警戒区域の指定の有無が記載されている 52 データを対象に集計

都道府県

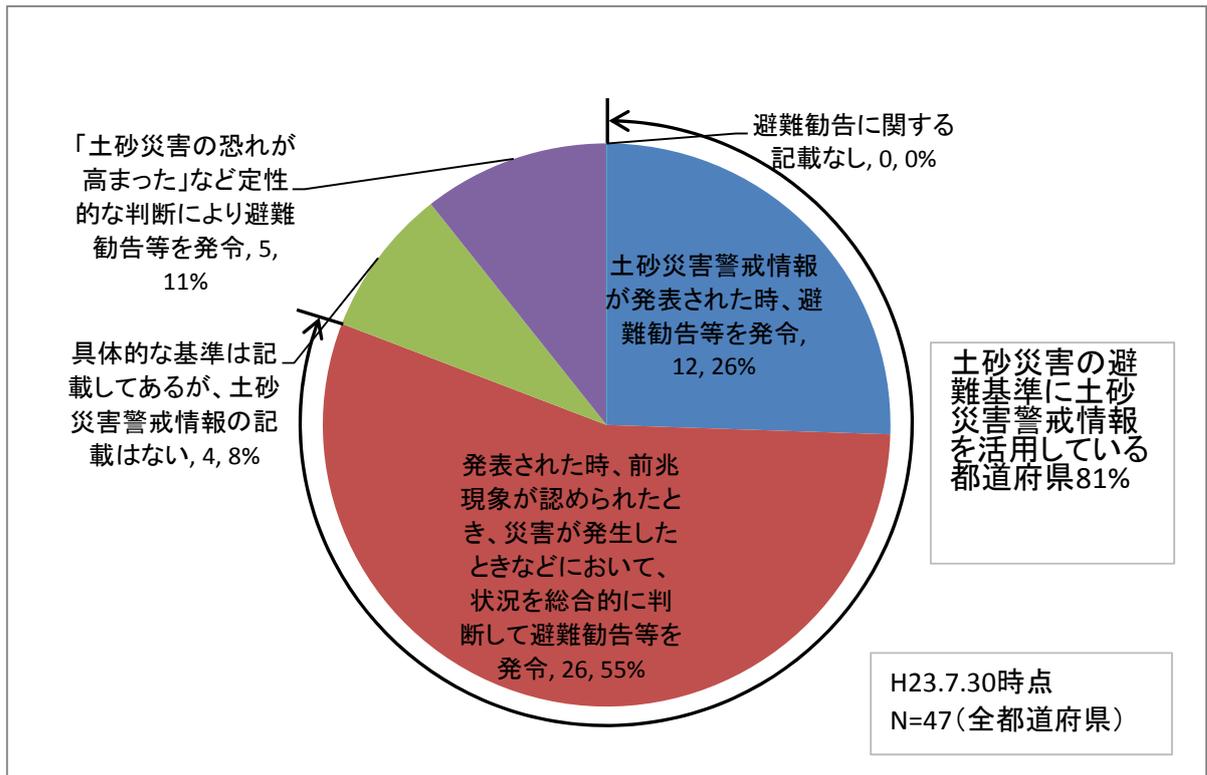


図 5-17 都道府県地域防災計画における避難勧告等の発令基準

市町村

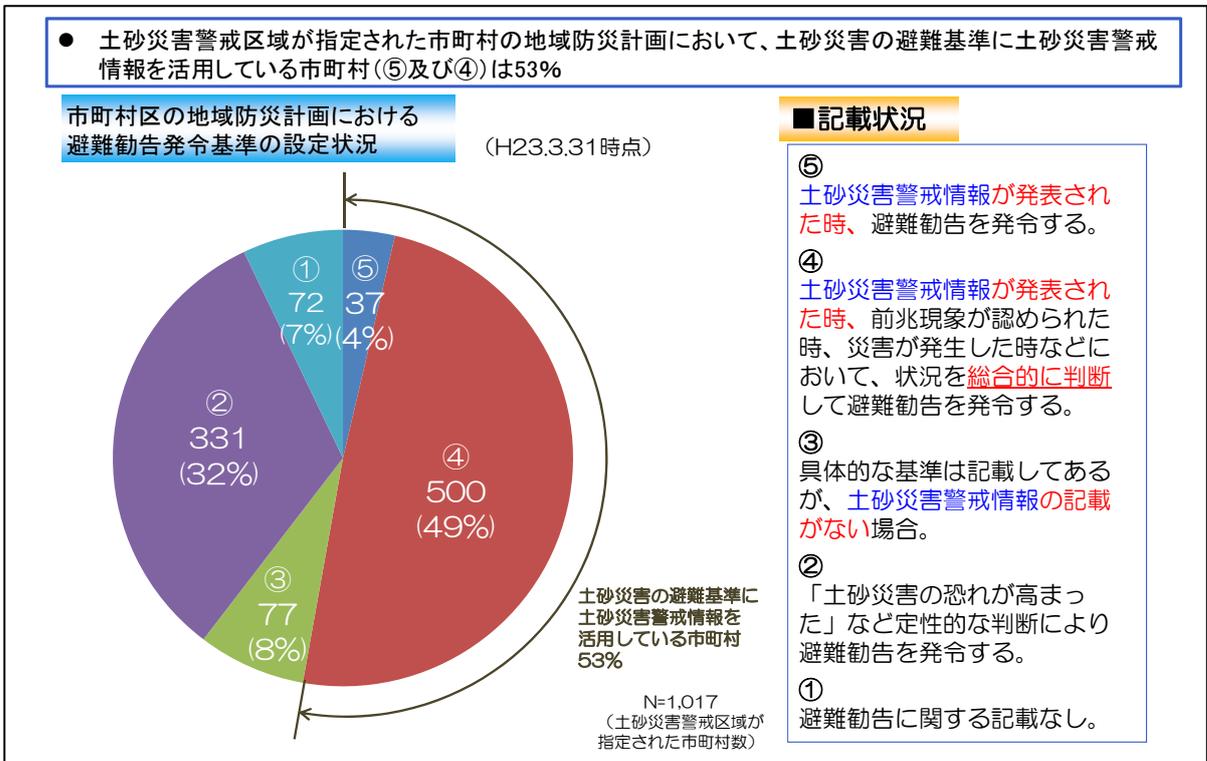


図 5-18 市町村地域防災計画における避難勧告等の発令基準³⁾

表 5-16 都道府県地域防災計画における土砂災害警戒避難に関する内容の抜粋(1)

都道府県名	最終改定日	概要	土砂災害警戒情報が発表された時、避難勧告等を発令	発表された時、前兆現象が認められたとき、災害が発生したときなどにおいて、状況を総合的に判断して避難勧告等を発令	具体的な基準は記載してあるが、土砂災害警戒情報の記載はない	「土砂災害の恐れが高まった」など定性的な判断により避難勧告等を発令	避難勧告に関する記載なし	引用先のアドレス
内閣府(中央防災会議)	H20.2	【防災基本計画】気象庁と都道府県は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断することができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、市町村長等に通知するものとする。また、国土交通省及び気象庁は、地方公共団体等が土砂災害警戒情報を活用した警戒避難体制を構築するよう周知するものとする。		○				http://www.bousai.go.jp/keikaku/kihon.html
1 北海道	H18.5.19	土砂災害の警戒避難は一般事項の記載。				○		http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/bousaikaikaku.htm
2 青森県	H22.4.21	土砂災害の予防対策に、市町村は土砂災害警戒情報の発表を受けたときは、関係機関や住民などに伝達。市町村長は、土砂災害警戒情報発表時には総合的に判断し、溪流・斜面の状況や気象状況等を含めて総合的に判断し発令。		○				http://www.bousai.pref.aomori.jp/bousaikaikaku/fuusuisai.htm
3 岩手県	H22.3.25	市町村長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象情報、県の補足情報(土砂災害警戒情報システム)等も合わせて総合的に判断すること。		○				http://www.pref.iwate.jp/view.rb?nd=925&of=1&ik=3&pnp=17&pnp=67&pnp=882&pnp=925&cd=2508
4 宮城県	H17.6	市町村長は、土砂災害発生のおそれがある場合には危険箇所周辺の警戒活動を行うとともに、危険と判断される場合、住民に対し避難のための必要な措置を講じる。				○		http://open.fdma.go.jp/chikibusai/pub/doc/fin#nogo
5 秋田県	H23.5	市町村長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象情報、県の河川砂防情報システムの雨量データ及び補足情報等も合わせて総合的に判断。		○				http://www.akita-bousai.jp/chiki/index4.htm
6 山形県	H18.6.1	市町村は地域防災計画に土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域に指定された区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び区域内の災害時要援護者が利用する施設に対し土砂災害に関する情報、予報・警報の伝達方法を定めるほか、土砂災害に係る警戒避難基準等を定める等、警戒避難体制の整備に努める。また、避難場所及び避難経路を選定する際は、土砂災害の危険性及び二次災害の防止に配慮する。				○		http://www.pref.yamagata.jp/ou/seikatsukankyo/020072/bousai_glan.html
7 福島県	H21年度	市町村長が行う避難勧告等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象情報、前兆現象、県の補足情報(土砂災害情報システムの危険度を表す指標)等も合わせて総合的に判断。		○				http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp.portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=1369
8 茨城県	H22.2	市町村は、警戒避難等の判断基準の設定に土砂災害警戒情報を活用するとともに、必要に応じて基準の見直しを行う。		○				http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/seikan/shobo/bousaikaikaku.htm
9 栃木県	H22.6.14	避難の勧告及び指示の基準：土砂災害警戒情報や前兆現象の情報等により、土砂災害のおそれがあると判断したとき。		○				http://www.pref.tochigi.lg.jp/c02/pref/keikaku/bumon/bousaikaikaku.html
10 群馬県	H22.8	市町村長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象情報等も合わせて総合的に判断。		○				http://www.pref.gunma.jp/05/a5510002.html
11 埼玉県	H21.1	土砂災害の警戒避難体制について市町村地域防災計画に記載されるべき事項のうち、避難勧告等の発令基準は「土砂災害警戒情報が発表された場合」とする。土砂災害警戒情報の目的・発表基準・伝達体制を市町村地域防災計画に明記するとともに、避難勧告等の発令基準に位置付ける。		○				http://www.pref.saitama.lg.jp/page/903-20091202-29.html
12 千葉県	H22.10.7	市町村は、土砂災害警戒情報が発表されたときは体制の強化を図り、土砂災害の切迫性や危険度の水位がわかる補足情報、前兆現象も参考に、土砂災害が発生する恐れのある箇所(降雨により土砂災害発生危険度が高まった箇所)を特定し、的確に避難準備情報、避難勧告等を発令する。特に避難準備情報は災害時要援護者等が避難を開始するための情報であることから、市町村は当該要援護者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。		○				http://www.pref.chiba.lg.jp/bousai/keikaku/soumu/chikibusai.html
13 東京都	H19年度	区市町村地域防災計画に、土砂災害警戒情報の取り扱いについて定める。		○				http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/tmg/plan-suigai.html
14 神奈川県	H22.6	市町村地域防災計画に土砂災害警戒情報について定める。市町村長が行う避難勧告等の発令にあたっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流、斜面の状況や気象状況、神奈川県が提供する補完情報等も合わせて、総合的に判断することが大切。		○				http://www.pref.kanagawa.jp/osaise/saigai/bousaikaikaku.htm
15 新潟県	H19.7.25	土砂災害に関する警戒避難体制の整備の記載はあるが、土砂災害警戒情報に関する記載はない。市町村長は、河川水位、降雨量等が予め設定した基準を達したとき、または危険と判断したときは、躊躇することなく避難情報(準備、勧告、指示)を発令する。				○		http://www.pref.niigata.lg.jp/bosai/kaikaku/1197562559321.html
16 富山県	H21.3.6	地域特性を考慮した警戒又は避難を行うべき客観的な数値に基づく具体的な基準(降雨量等、警戒避難基準)を定める。土砂災害警戒情報に関する記載はなし。				○		http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1004/kj00004459.html
17 石川県	H21年度	警戒体制の確立：市町村は土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土石流、地すべり、がけ崩れ、山崩れ等のおそれがあると認めるときは、危険箇所の巡視、警戒を行う。避難体制の確立：市町村長は、土砂災害警戒情報が発表された場合、又は地盤災害が発生し、若しくは発生する恐れがある場合において、当該地域の住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の住民、滞在者その他の者に対して速やかに避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する。		○				http://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/bousai/bousaikaikaku/index.html
18 福井県	H22.11	市町村長は、土砂災害警戒情報などの形式的判断基準を導入し、具体的に策定するよう努める。避難準備情報：近隣で前兆現象(湧水、地下水の濁りや量の変化)の発見等 避難勧告：土砂災害警戒情報が発表されたとき。近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)の発見等 避難指示：近隣で土砂災害が発生、近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、立木の流出、斜面の亀裂等)の発見等		○				http://www.pref.fukui.jp/doc/kikitaisaku/bousaikaikaku.html
19 山梨県	H21.12	市町村地域防災計画に土砂災害警戒情報について、住民の避難勧告等の発令基準のひとつとして定める。避難勧告等は、土砂災害警戒情報、補足情報、前兆現象、現地の地形・地質などの特性を踏まえ、総合的に判断し発令する。		○				http://www.pref.yamanashi.jp/shobo/00083064279.html

表 5-17 都道府県地域防災計画における土砂災害警戒避難に関する内容の抜粋(2)

都道府県名	最終改定日	概要	土砂災害警戒情報が発表された時、避難勧告等を発令	発表された時、前兆現象が認められたとき、災害が発生したときなどにおいて、状況を総合的に判断して避難勧告等を発令	具体的な基準は記載してあるが、土砂災害警戒情報の記載はない	「土砂災害の恐れが高まった」など定性的な判断により避難勧告等を発令	避難勧告に関する記載なし	引用先のアドレス
20 長野県	H21年度	県は、警戒区域ごとに予報の発令・伝達、避難、救助その他必要事項について市町村へ助言し、市町村は定めて住民に周知する。 避難指示・避難勧告：土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を越えている地域）。 避難準備情報：土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域。		○				http://www.pref.nagano.jp/kikkan/bosai/keikaku/index.htm
21 岐阜県	H22.9	警戒避難体制の整備：市町村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集および伝達、予防又は警戒の発表及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図るものとする。気象台と県は、緊急時における避難のタイミングを知らせるために、雨の状況に基づく土砂災害警戒情報を発表し、県は市町村へ提供する等の支援を行う。			○			http://www.pref.gifu.jp/bosai-bohan/bosai/bosaitaisei/chiki-keikaku/
22 静岡県	H22.6	土砂災害警戒情報の提供と活用：市町村は土砂災害警戒情報が発表された場合、厳重な警戒に努めるとともに土砂災害警戒情報補足情報配信システム等を活用し、土砂災害警戒区域等に対して必要に応じて避難勧告等を発令する。		○				https://www2.pref.shizuoka.jp/all/file_download/101600.nsf/pages/11ABFA48A75B638149257868000B650
23 愛知県	H22.5	警戒避難体制の整備を推進するため、避難勧告の発令基準について土砂災害警戒情報の発表を位置づけることなどを関係市町村に指導する。 土砂災害監視システムにより土砂災害警戒情報を補足するため、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報を市町村や住民に提供することで警戒避難体制を支援していく。 避難勧告・指示を発令する基準について、土砂災害警戒情報など具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努めるものとする。	○					http://www.pref.aichi.jp/bousai/boukei2106/rst-huusuigai.htm
24 三重県	H21修正	土砂崩れ等の発生により人命の危険が予測される場合、土砂災害警戒情報が発表され人命の危険が予測される場合など、当該住民に対して避難のための勧告及び指示を行う。		○				http://www.bosaimie.jp/mh100.html
25 滋賀県	H21.12	避難準備準備情報：大雨警戒などをもとに今後土砂災害が発生する恐れがあると判断されたとき。 避難勧告：土砂災害警戒情報、前兆現象などをもとに土砂災害が発生する恐れが高まったと判断されたとき。 避難指示：土砂災害警戒情報、前兆現象などをもとに土砂災害の発生が確認されたとき。		○				http://www.pref.shiga.jp/bousai/portal/kanren/bousai/chishiki/bousaikaikaku.html
26 京都府	H21.4	避難勧告等の発令に当たってはできる限り具体化を図りつつも、自然現象を対象とするため、想定以上または想定外の事態も発生しうるので総合的な判断を行う。 避難準備情報：土砂災害監視システムでレベル1（同時に土砂災害警戒情報が発表）、近隣で前兆現象（湧水、地下水湧り、量の変化）が発見 避難勧告：レベル2、近隣で前兆現象（斜面崩壊、はらみ、擁壁等にクラック） 避難指示：レベル3、近隣で土砂災害が発生、前兆現象（山鳴り、流木流出、斜面亀裂等）		○				http://www.pref.kyoto.jp/kikkanri/keikaku.html
27 大阪府	H21.9	第1次警戒体制：予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時、住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。 第2次警戒体制：土砂災害警戒情報を発表時、市は適時・適切に災害対策基本法に基づく避難勧告を行う。	○					http://www.pref.osaka.jp/kikkanri/keikaku/index.html
28 兵庫県	H19.3	土砂災害警戒情報の提供について、土砂災害情報提供システムの整備に合わせて全市町での展開を図ってゆく。避難勧告等発令の参考となる情報は、濁流、斜面の状況、降雨指標値、気象状況等（土砂災害）。		○				http://web.pref.hyogo.jp/pa18/pa18_000000055.html
29 奈良県	H20修正	大雨により土砂災害発生の危険性が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村長が避難勧告の発令基準として活用する等、災害応急対応を適時適切に行えるようにするとともに、住民の自主避難の判断などに利用できることを目的として、土砂災害警戒情報を共同で発表。 避難勧告等の発令基準：迅速かつ的確な避難勧告が行えるように、「県及び奈良地方気象台から土砂災害警戒情報が発令された場合」等の客観的な発令基準の設置と周知。	○					http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?menuid=13003.htm
30 和歌山県	H21修正	市町村は、土砂災害警戒情報及び補足情報、土石流（がけ崩れ）の前兆現象などに基づき、避難勧告等が適時行えるように地域防災計画に記載する。 大雨による土砂災害の危険性が高まり、より厳重な警戒を呼び掛ける必要があると認められる場合などに、市町村の防災活動や住民の避難活動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。		○				http://www.pref.wakayama.lg.jp/pr/efg/011400/bosai/plan/plan1.html
31 鳥取県	H22.7.22	市町村は避難勧告等が適時適切に行えるよう、土砂災害警戒情報及び補足情報等を参考とした避難勧告等の発出方法を検討し、地域防災計画に明示。 土砂災害警戒情報のレベル1～3に応じて避難勧告等の発出の目安とする。警戒情報以外の状況も勘案して判断する。		○				http://www.pref.tottori.lg.jp/ddaspx?menuid=31574
32 島根県	H23.3	土砂災害警戒情報の補足情報として、土砂災害予警報システムによる危険度レベルを提供。目安は、レベル1（3時間以内に超過）は避難の準備、レベル2（2時間以内に超過）は避難勧告。		○				http://www.pref.shimane.lg.jp/shobobosai/bosai/huusuigai.html
33 岡山県	H23.3	市町村長が避難勧告する際の判断や住民の自主避難を支援するため土砂災害警戒情報を発表。土砂災害警戒情報を補完する情報として土砂災害危険度情報を提供し、住民の自主避難を支援。	○					http://www.pref.okayama.jp/soshibi/detail.html?fid=17978
34 広島県	H22.5	避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成：市町村は、避難勧告等について、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害現象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。県はマニュアル作成について、市町村と積極的に連絡する。			○			http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1233643443807/index.html

表 5-18 都道府県地域防災計画における土砂災害警戒避難に関する内容の抜粋(3)

都道府県名	最終改定日	概要	土砂災害警戒情報が発表された時、避難勧告等を発令	発表された時、前兆現象が認められたとき、災害が発生したときなどにおいて、状況を総合的に判断して避難勧告等を発令	具体的な基準は記載してあるが、土砂災害警戒情報の記載はない	「土砂災害の恐れが高まった」など定性的な判断により避難勧告等を発令	避難勧告に関する記載なし	引用先のアドレス
35 山口県	H22年度	避難勧告等の基準：市町は避難勧告等の発令伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアル等を整備しておく必要がある。なお、判断基準の策定については、雨量、水位、土砂災害警戒情報の発表などの具体的な基準を定めておく。 避難勧告等の基準の一般的な例示：土石流・かけ崩れ・地すべり等の土砂災害の恐れがあるとき、土砂災害警戒情報が発表されたとき。	○					http://www.pref.yamaguchi.jp/cms/a10900/bousai/keikaku.html
36 徳島県	H18.2	市町村は、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集および伝達、予報情報の発令及び伝達、避難、救助その他警戒避難に関する事項について、市町村地域防災計画に定める。				○		http://www.pref.tokushima.jp/docs/2004122700037/
37 香川県	H21.9	警戒避難体制の確立：警戒又は避難を行うべき基準を運用（土砂災害警戒情報、雨量、前兆現象等）。		○				http://www.pref.kagawa.jp/bosai/bousaikaiku/main.html
38 愛媛県	H21年度修正	避難勧告等の発令基準はおおむね次の通りとする。 避難準備情報：避難に時間を要するものが避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき。 避難勧告：土砂災害警戒情報が発表されるなど土砂災害の危険が強まってきたとき。 避難指示：大雨等災害発生となる事象が避難勧告の段階より悪化し、災害の発生が確実に予想されるにいたったとき。		○				http://www.pref.ehime.jp/030kenminkankyou/150kakanni/00004614040329/bousaikaiku.html
39 高知県	H18.5修正	大雨による土砂災害の危険度が高まったとき、土砂災害警戒情報を作成し市町村長に情報提供を行う。		○				http://www.pref.kochi.jp/soshiki/010201/tikibousaikaiku.html
40 福岡県	H22年度	避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成：作成に当たっては県などの協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。		○				http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/kikaku/chikibousaikaiku/chikibousaikaiku.htm
41 佐賀県	H22.12.6	警戒避難体制の整備：市町は関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準等をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すものとする。雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生情報等についての情報の収集および伝達体制を定め、住民への周知を行う。 避難準備情報等を発令するものは、事前に策定した避難勧告等に係る発令の判断基準等を定めたマニュアルに基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって発令する。		○				http://www.pref.saga.jp/web/index/bousai-top/bousai-info-shiryou/_19614.html
42 長崎県	H22.6.1	警戒避難基準は原則として雨量によって設定するものとし、市町においてはその基準値の設定は「新たな土砂災害警戒避難基準雨量」を参考として定めることができる。また、土砂災害警戒情報も併用することができる。 市町村が行う避難勧告等の発令は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の溪流・斜面の状況や気象状況、長崎県河川砂防情報システム(ナックス)の雨量データおよび雨量状況による危険度を示す土砂災害危険度情報の各段階状況も合わせて総合的に判断する。		○				http://www.pref.nagasaki.jp/sb/preparation/001/manual/plan.html
43 熊本県	H23.5.19	避難勧告：別冊資料編の土砂災害警戒情報及び土砂災害危険度情報等を参考に避難勧告の明確な基準を定める。土砂災害危険箇所等で前兆現象が確認された場合基準にかかわらず速やかに避難。 避難指示：災害発生が切迫し、かつ現実視される場合、または突然、災害発生の際現象が現れたときは、直ちに避難の措置をとる。		○				http://cyber.pref.kumamoto.jp/bousai/content/asp/topics/topics_detail.asp?PageID=6&ID=350&pg=1&sort=0&PageType=list
44 大分県	H19.11	市町村は避難勧告等について県などの協力を得つつ、洪水、土砂災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準などを明確にしたマニュアルの整備に努める。				○		http://www.pref.ota.jp/soshiki/13550/ota-ken-chiki-bousai-keikaku.html
45 宮崎県	H21年度	市町村は、避難勧告等の初歴が的確に行えるよう、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりをすすめる。一般的な基準は次の通り。 避難準備情報：個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県が提供する土砂災害警戒予測情報等により、土砂災害発生危険性が高くなると判断されるとき。 避難勧告又は避難指示：土砂災害等により著しい危険が切迫しているとき、個別の溪流、斜面等の状況や気象状況、県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報等により、土砂災害発生危険性が著しく高くなると判断されるとき。		○				http://www.pref.miyazaki.jp/bousai/index_bousai_keikaku_h21_00.html
46 鹿児島県	H23.5.2	過去の降雨状況、土砂崩れなどの災害状況、土砂災害発生予測情報システムによる危険指標(レベル1、2、3)、防災点検の結果などをとら、土砂災害警戒情報が発表された場合には、住民の避難行動が開始されるよう努める。 避難準備情報：山・がけ崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難、など、人的被害の発生する可能性が高まった状態であらば避難を事前に避難。それ以外の者は避難準備を開始。 避難勧告：山・がけ崩れ、地すべり等の予想される地域からの避難など、明らかに危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合事前に避難する。特に、土砂災害警戒情報が発表された場合には、土砂災害発生危険度が高まっている地域から住民の早期避難を開始する。 避難指示：山・がけ崩れ、土石流等の斜面災害の兆候が直前に把握されたりするなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、速やかに近くの安全な場所に避難させる。	○					http://www.pref.kagoshima.jp/bosai/sonae/keikaku/index.html
47 沖縄県	H19.3	避難準備情報：土砂災害警戒区域等の近隣で前兆現象(湧水、地下水濁り、量の変化等)を発見したとき。 避難勧告：土砂災害警戒情報が発表されたとき、土砂災害警戒区域等の近隣で前兆現象(溪流付近での斜面崩壊、擁壁、道路等にひび割れが発生等)を発見したとき。 避難指示：土砂災害警戒区域等の近隣で土砂災害が発生、若しくは前兆現象(山鳴り、斜面の亀裂等)を発見したとき。	○					http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contentview.jsp?cateid=66&id=15132&page=1